

仙台市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の実施に関する要綱
(令和3年3月22日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定の申請に係る図書等)

第2条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上等計画基準適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。）を有する場合には、当該適合証の写し
 - (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6に適合する場合に限る。）を有する場合には、当該評価書の写し
 - (3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、適合判定通知書（建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。）の写し
- 2 当該認定の申請をしようとする者が前項第1号又は第2号に掲げる図書を所持していない場合においては、省令第20条第1項に定める申請書の副本及びその添付図書の提出部数は、二部とする。
- 3 当該認定の申請をしようとする者が当該建築物について建築基準法第6条第4項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）の交付を受けた場合には、当該認定の申請をしようとする者は、省令第20条第1項に定める申請書に当該確認済証の写しを添えるよう努めるものとする。

(添付図書の省略)

第3条 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、第2条第1項第3号の図書を添付する場合を除き、各部詳細図及び各種計算書とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(計画の中止の届出)

第4条 法第11条第1項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、当該計画を中止するときは、計画中止届（様式第1号）によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(認定申請の取下げの届出)

第5条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請をした者は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該認定の申

請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了報告）

第6条 市長は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用される場合を含む。）の認定に係る通知を行う際には、法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）に対し、当該建築物の工事が完了したときは、法第32条の報告として、建築物のエネルギー消費性能の向上等の新築等に関する工事が完了した旨の報告書（様式第3号）を速やかに提出するよう求めるものとする。

（工事完了以外の報告）

第7条 認定建築主は、市長が法第32条の規定により報告を求めた場合（前条に規定する場合を除く。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等の新築等に関する工事の状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（認定の取消しに係る申出書）

第8条 認定建築主は、当該認定に係るエネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等（法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等をいう。）を取りやめる場合には、認定の取消しに係る申出書（様式第5号）に認定通知書等を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この要綱は、令和5年3月14日から実施する。

附 則（令和6年3月22日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。